

大田市公共料金に関する審議会 次第

日 時 令和 5 年 11 月 28 日(火) 13 : 30 開会
場 所 大田市衛生処理場会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

1) 大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例に定める手数料について

2) その他

4. 閉 会

大田市公共料金に関する審議会 委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	公立大学法人島根県立大学	村山 誠	
2	大田商工会議所	藤原 明美	
3	銀の道商工会	佐野 史朗	
4	社会福祉法人大田市社会福祉協議会	井戸 知子	
5	大田市青年協議会	渡邊 徹	
6	大田市自治会連合会	和田 徹	
7	島根県農業協同組合石見銀山地区本部	高橋 恒子	
8	温泉津女子会	渡利 章香	
9	仁摩女	浅原 ひろみ	
10	大田友の会	南良原 悦子	

事務局

環境生活部長	藤原 和弘	
環境政策課長	山本 幸夫	
環境政策課 課長補佐	藤山 誠一	
環境政策課 環境保全係長	中原 崇之	
環境政策課 衛生処理場長	坂野 孝明	
環境政策課 衛生処理場 場長補佐	橘 博之	

第1回審議会の追加資料等について

①他の使用料・手数料における負担額の算定ルール等

1) 施設使用料の考え方

大田市使用料及び手数料の見直しに関する基本方針により設定。市内まちセン・体育施設（各地区体育館など）・市民会館等の文化施設などの使用料等を改正する際に定めたもの（直近では令和6年4月からの使用料変更。定期的に見直しを行う）

算定ルール：原価算定方式（施設ごとに人件費・物件費・減価償却費の総費用を、貸出面積や貸出時間で割り、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの単価を算出。考慮し積算

そ の 他：積算額が現行額を大幅に上回る場合は、現行額の1.3倍の範囲内で定め、その額の100円未満を四捨五入する。

100円単位とし最低料金を200円とする。

除 外 費 用：土地取得費やその年度のみの一時的・臨時的に要した費用（通常のサービスを提供するのに直接関連しない費用など）が原価に含めない。

2) 大田市下水道使用料の考え方

下水道の使用料については、原則として原価を超えないものとし、排出量に応じた従量制となっている。

国の示す水準（目安）は、汚水処理原価が 1 m^3 あたり150円（税抜き）を下回る自治体にあっては150円まで引き上げるよう示されている。なお、汚水処理原価がこの額を下回る場合はその額としている。

算定ルール：上記を元とし、 1 m^3 あたり150円（税込165円）

そ の 他：市設置型浄化槽も同額の使用料を徴収

除 外 費 用：受益が特定できない経費（雨水処理費など）は処理原価の対象経費とはしない。

②現在の指定袋等の負担割合について

第2回審議会（本日）の資料に添付

可燃ごみ、不燃ごみの処理費用の状況

可燃ごみ

年度	種別	処理経費 ①	搬入量 ②	1 tあたりの 処理費用 ③	1kgあたりの 処理費用 ④	ゴミ比重 ⑤	1ℓあたりの 処理費用 ⑥
令和3年度	家庭系	182,344,680円	4,896 t	37,244円	37.244円	0.1113kg/ℓ	4.15円
	事業系	89,811,559円	2,396 t	37,484円	37.484円		4.17円
	小計	272,156,239円	7,292 t	37,323円	37.323円		4.15円
令和4年度	家庭系	163,076,290円	5,024 t	32,459円	32.459円	0.1188kg/ℓ	3.86円
	事業系	76,741,783円	2,370 t	32,380円	32.380円		3.85円
	小計	239,818,073円	7,394 t	32,434円	32.434円		3.85円
合計		511,974,312円	14,686 t	34,861円	34.861円	0.1150kg/ℓ	4.01円

※ インフラ系（施設建設費・改修費、車両購入費、施設減価償却費）は含まない！

不燃ごみ

年度	種別	処理経費 ①	搬入量 ②	1 tあたりの 処理費用 ③	1kgあたりの 処理費用 ④	ゴミ比重 ⑤	1ℓあたりの 処理費用 ⑥
令和3年度	家庭系	73,056,909円	924 t	79,066円	79.066円	0.3000kg/ℓ	23.72円
	事業系	16,036,883円	202 t	79,391円	79.391円		23.82円
	小計	89,093,792円	1,126 t	79,124円	79.124円		23.74円
令和4年度	家庭系	72,353,000円	834 t	86,754円	86.754円	0.3000kg/ℓ	26.03円
	事業系	18,088,250円	212 t	85,322円	85.322円		25.60円
	小計	90,441,250円	1,046 t	86,464円	86.464円		25.94円
合計		179,535,042円	2,172 t	82,659円	82.659円	0.3000kg/ℓ	24.80円

※ インフラ系（施設建設費・改修費、車両購入費、施設減価償却費）は含まない！

可燃ごみ、不燃ごみの処理手数料の新価格（案）について

※ 事業系の不燃物は持込のみ

新価格（案①）・・・家庭系を30%、事業系を70%とし、指定袋小（20ℓ）を据え置き（指定袋（大）のみ10円単位）

	1ℓあたりの 基準単価	容量	容量あたりの 処理費用	負担割合	新 手数料	新負担率	現 手数料
家庭系	4.01円	45ℓ	180.4円	30%	60円	33%	52円（28%）
		30ℓ	120.3円		36円	29%	31円（26%）
		20ℓ	80.2円		26円	32%	26円（32%）
		持込 10kg	348.6円	45ℓと同じ	60円	17%	52円（17%）
事業系		45ℓ	180.4円	70%	130円	72%	105円（58%）
		持込 10kg	348.6円	45ℓと同じ	130円	37%	105円（30%）

新価格（案①）・・・可燃袋と同額とし、事業系を現行価格の1.3倍（10円単位）とした場合

	1ℓあたりの 基準単価	容量	容量あたりの 処理費用	負担割合	新 手数料	新負担率	現 手数料
家庭系	24.80円	45ℓ	1,116.0円	可燃と同額	60円	5%	52円（4%）
		30ℓ	744.0円		36円	4%	31円（4%）
		20ℓ	496.0円		26円	5%	26円（5%）
		持込 10kg	826.5円	45ℓと同じ	60円	7%	52円（6%）
事業系		—	—	—	—	—	—
		持込 10kg	826.5円	現行の1.3倍	480円	58%	367円（44%）

新価格（案②）・・・指定袋の家庭系を30%、事業系を70%を適用（指定袋（大）のみ10円単位）

	1ℓあたりの 基準単価	容量	容量あたりの 処理費用	負担割合	新 手数料	新負担率	現 手数料
家庭系	4.01円	45ℓ	180.4円	30%	60円	33%	52円（28%）
		30ℓ	120.3円		36円	29%	31円（26%）
		20ℓ	80.2円		24円	29%	26円（32%）
		持込 10kg	348.6円	45ℓと同じ	60円	17%	52円（17%）
事業系		45ℓ	180.4円	70%	130円	72%	105円（58%）
		持込 10kg	348.6円	45ℓと同じ	130円	37%	105円（30%）

※家庭系指定袋（小）は引き下げとなる

新価格（案②）・・・可燃袋と同額とし、事業系を70%（10円単位）とした場合

	1ℓあたりの 基準単価	容量	容量あたりの 処理費用	負担割合	新 手数料	新負担率	現 手数料
家庭系	24.80円	45ℓ	1,116.0円	可燃と同額	60円	5%	52円（4%）
		30ℓ	744.0円		36円	4%	31円（4%）
		20ℓ	496.0円		24円	4%	26円（5%）
		持込 10kg	826.5円	45ℓと同じ	60円	7%	52円（6%）
事業系		—	—	—	—	—	—
		持込 10kg	826.5円	70%	580円	70%	367円（44%）

※家庭系指定袋（小）は引き下げとなる

新価格（案③）・・・家庭系をは30%、事業系を100%とし、全て10円単位

	1ℓあたりの 基準単価	容量	容量あたりの 処理費用	負担割合	新 手数料	新負担率	現 手数料
家庭系	4.01円	45ℓ	180.4円	30%	60円	33%	52円 (28%)
		30ℓ	120.3円		40円	33%	31円 (26%)
		20ℓ	80.2円		30円	37%	26円 (32%)
		持込 10kg	348.6円	45ℓと同じ	60円	17%	52円 (17%)
事業系		45ℓ	180.4円	100%	180円	99%	105円 (58%)
		持込 10kg	348.6円		350円	100%	105円 (30%)

新価格（案③）・・・可燃袋と同額とし、事業系を100%（10円単位）とした場合

	1ℓあたりの 基準単価	容量	容量あたりの 処理費用	負担割合	新 手数料	新負担率	現 手数料
家庭系	24.80円	45ℓ	1,116.0円	30%	60円	5%	52円 (4%)
		30ℓ	744.0円		40円	5%	31円 (4%)
		20ℓ	496.0円		30円	6%	26円 (5%)
		持込 10kg	826.5円	45ℓと同じ	60円	7%	52円 (6%)
事業系		—	—	—	—	—	—
		持込 10kg	826.5円	100%	820円	99%	367円 (44%)

受益者の変更後の負担額について

※年間の週を52週で設定。

パターン①

可燃ごみを指定袋大で週2回、不燃物を指定袋大で月に1回、容器包装プラスチックを指定袋大で月に1回搬出する世帯

	可燃ごみ袋 (2袋×52週)				不燃物袋 (1袋×12ヶ月)				容プラ (1袋×12ヶ月)				年間料金 合計	合計 差額
	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額		
現行	104枚	52円	5,408円	—	12枚	52円	624円	—	12枚	22円	264円	—	6,296円	—
案①		60円	6,240円	832円		60円	720円	96円		22円	264円	0円	7,224円	928円
案②		60円	6,240円	832円		60円	720円	96円		22円	264円	0円	7,224円	928円
案③		60円	6,240円	832円		60円	720円	96円		22円	264円	0円	7,224円	928円

パターン②

可燃ごみを指定袋中で週2回、不燃物を指定袋大で2ヶ月に1回、容器包装プラスチックを指定袋中で1ヶ月に2回搬出する世帯

	可燃ごみ袋 (1袋×52週)				不燃物袋 (1袋×12ヶ月)				容プラ (1袋×12ヶ月)				年間料金 合計	合計 差額
	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額		
現行	104枚	31円	3,224円	—	12枚	52円	624円	—	12枚	22円	264円	—	4,112円	—
案①		36円	3,744円	520円		60円	720円	96円		22円	264円	0円	4,728円	616円
案②		36円	3,744円	520円		60円	720円	96円		22円	264円	0円	4,728円	616円
案③		40円	4,160円	936円		60円	720円	96円		22円	264円	0円	5,144円	1,032円

パターン③

可燃ごみを100kgを週1回、不燃物100kgを月に1回持ち込む事業所

	可燃ごみ袋 (100kg×52週)				不燃物袋 (200kg×12ヶ月)				容プラ (事業所はなし)				年間料金 合計	合計 差額
	使用枚数	持込料金	年間料金 小計	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	持込料金	現行との 差額	使用枚数	指定袋 料金	年間料金 小計	現行との 差額		
現行	5,200kg	105円	546,000円	—	1,200kg	367円	440,400円	—					986,400円	—
案①		130円	676,000円	130,000円		480円	576,000円	135,600円					1,252,000円	265,600円
案②		130円	676,000円	130,000円		580円	696,000円	255,600円					1,372,000円	385,600円
案③		350円	1,820,000円	1,274,000円		820円	984,000円	543,600円					2,804,000円	1,817,600円

し尿処理手数料の導入（案）について

【管理運営費】 (税込：円)

	令和3年度	令和4年度	平均
物件費	66,363,968	70,307,638	68,335,803
人件費	37,162,584	38,636,585	37,899,585
計	103,526,552	108,944,223	106,235,388

【年間搬入量実績】 (ℓ)

	令和3年度	令和4年度	平均
搬入量（生し尿）	15,035,000	14,321,000	14,678,000
搬入量（浄化汚泥）	12,107,000	11,913,000	12,010,000
計	27,142,000	26,234,000	26,688,000

【処理に係る費用の算出 1ℓ当たりの額＝管理運営費÷搬入量】 (円)

	令和3年度	令和4年度	平均
1ℓ当りの処理費用	3.81円	4.15円	3.98円

⇒ 処理費用は18ℓ当たり「71円(税込)」【65円(税抜)】 (※ 計算式 3.98円/ℓ×18ℓ ÷ 71円)

※他の一般廃棄物と同様に受益者の負担割合を「50：50」とする。

し尿処理手数料の案について

上記により、71円の50%である「35円」が受益者の負担となるが、急激な負担増を避けるため、当面の間、その2分の1を受益者負担とする。

案① ⇒ 71円 × 50% = 35.5円 × 1/2 ÷ 『**17円/18ℓ**』とする案② ⇒ 2分の1を行わず 『**35円/18ℓ**』とする

負担額の例

- ・ 市設置型浄化槽の場合、使用者は下水道使用料を負担し、管理料等は市が負担しているため、処理手数料や運搬手数料は市が業者に委託料として負担する。
- ・ 個人が設置している浄化槽の場合も、多くが業者に点検や清掃を委託しており、その費用の中に含まれていることが多い。

案① (17円/18ℓ)

【生し尿汲み取り】

例：一世帯（5人家族）場合 3ヶ月に2回汲み取り（1回あたり360ℓ）を行い、年 8回 計 2,880ℓ で試算

区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	0円	—	0円	28,800円
運搬手数料	180円	$2,880\ell \div 18\ell \times 180\text{円} \div 28,800\text{円}$	28,800円	



区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	17円	$2,880\ell \div 18\ell \times 17\text{円} \div 2,720\text{円}$	2,720円	34,720円
運搬手数料	200円	$2,880\ell \div 18\ell \times 200\text{円} \div 32,000\text{円}$	32,000円	
			5,920円の負担増	

【合併浄化槽（*1）】

例：5人槽の浄化槽を設置している家庭の場合 年一回の清掃時の汚泥抜き取り量 1,620ℓ で試算

区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	0円	—	0円	16,200円
運搬手数料（*2）	—	$1,620\ell \div 18\ell \times 180\text{円} \div 16,200\text{円}$	16,200円	



区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	17円	$1,620\ell \div 18\ell \times 17\text{円} \div 1,530\text{円}$	1,530円	19,530円
運搬手数料（*2）	—	$1,620\ell \div 18\ell \times 200\text{円} \div 18,000\text{円}$	18,000円	
			3,330円の負担増	

案② (35円/18ℓ)

【生し尿汲み取り】

例：一世帯（5人家族）場合 3ヶ月に2回汲み取り（1回あたり360ℓ）を行い、年 8回 計 2,880ℓ で試算

区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	0円	—	0円	28,800円
運搬手数料	180円	$2,880\ell \div 18\ell \times 180\text{円} \div 28,800\text{円}$	28,800円	



区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	35円	$2,880\ell \div 18\ell \times 35\text{円} \div 5,600\text{円}$	5,600円	37,600円
運搬手数料	200円	$2,880\ell \div 18\ell \times 200\text{円} \div 32,000\text{円}$	32,000円	
			8,800円の負担増	

【合併浄化槽（*1）】

例：5人槽の浄化槽を設置している家庭の場合 年一回の清掃時の汚泥抜き取り量 1,620ℓ で試算

区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	0円	—	0円	16,200円
運搬手数料（*2）	—	$1,620\ell \div 18\ell \times 180\text{円} \div 16,200\text{円}$	16,200円	



区分	単価（18ℓあたり）	計算式	年間負担額	合計
処理手数料	35円	$1,620\ell \div 18\ell \times 35\text{円} \div 3,150\text{円}$	3,150円	21,150円
運搬手数料（*2）	—	$1,620\ell \div 18\ell \times 200\text{円} \div 18,000\text{円}$	18,000円	
			4,950円の負担増	